

でんさい利用業者の事例紹介

2019年5月17日(金)
四国ドック株式会社

企業概要と製品紹介



商号	四国ドック株式会社
本社住所	香川県高松市朝日町1丁目3番23号
事業内容	造船業（新造船の建造のみ）
建造隻数	約4～5隻（年間）
従業員数	170名



ばら積み貨物船
(載貨重量3万6千トン型)



冷凍運搬船(88型RF)



ばら積み貨物船
(載貨重量3万9千トン型)

注意：弊社の取引について
新造船代金は全て現金での入金となるため、手形の取引は支払手形のみとなります。

でんさい導入の事例紹介

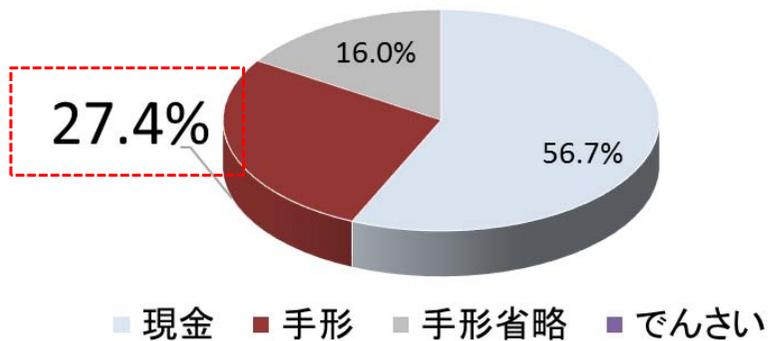
目次

1. でんさい導入前の状況
2. でんさい導入後の推移と効果
3. 苦勞した点やデメリット
4. 今後の弊社の目標
5. でんさい導入に向けてのご紹介
6. その他（金融機関へのお願ひ）

1. でんさい導入前の状況

支払の割合(2012年)

銀行振込による・・・56.7%
支払手形による・・・27.4%
手形省略による・・・16.0%



印紙税の実績

手形用・・・670千円(3力年平均)

単位:千円

手形印紙

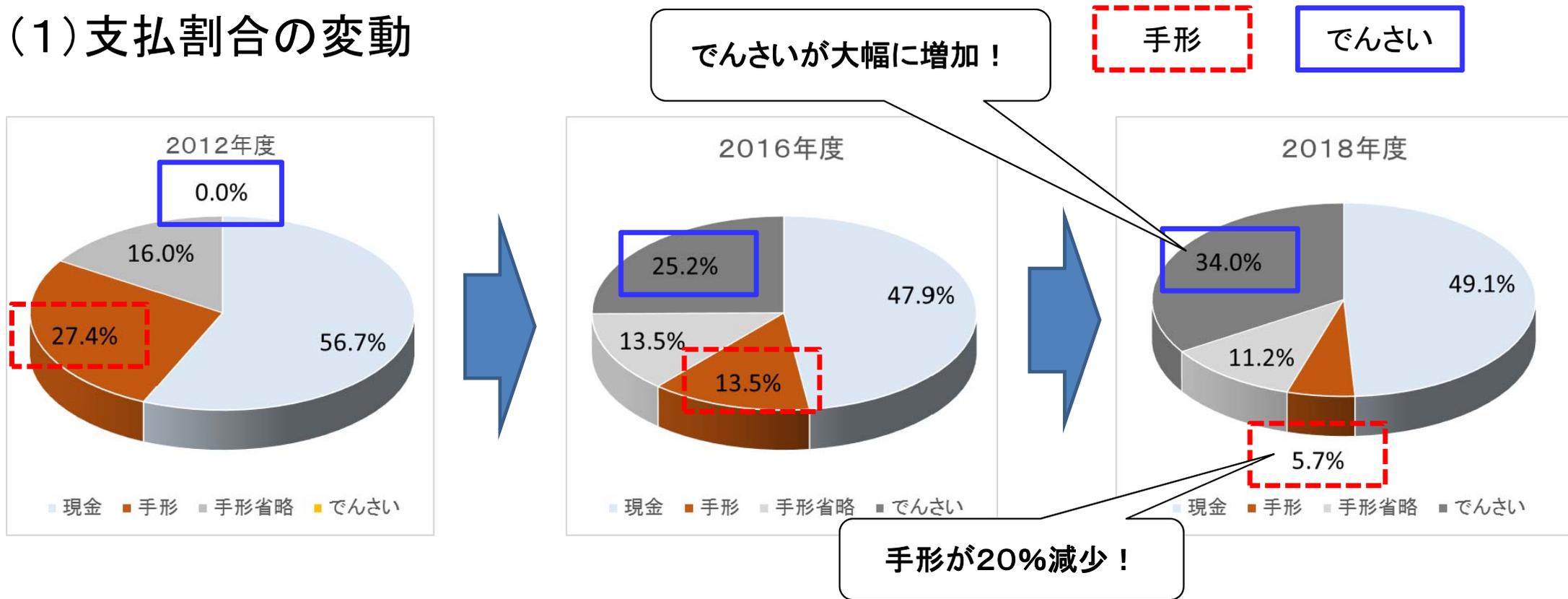


* 手形省略とは・・・支払手形を発行せずに期日(90, 120, 150日)に現金を振り込むこと。(主には大企業が対象となっています)

支払手形の比率は30%弱となっており、手形発行のために年間で約60～80万円程度の印紙が必要となっていました。

2. でんさい導入後の推移と効果

(1) 支払割合の変動

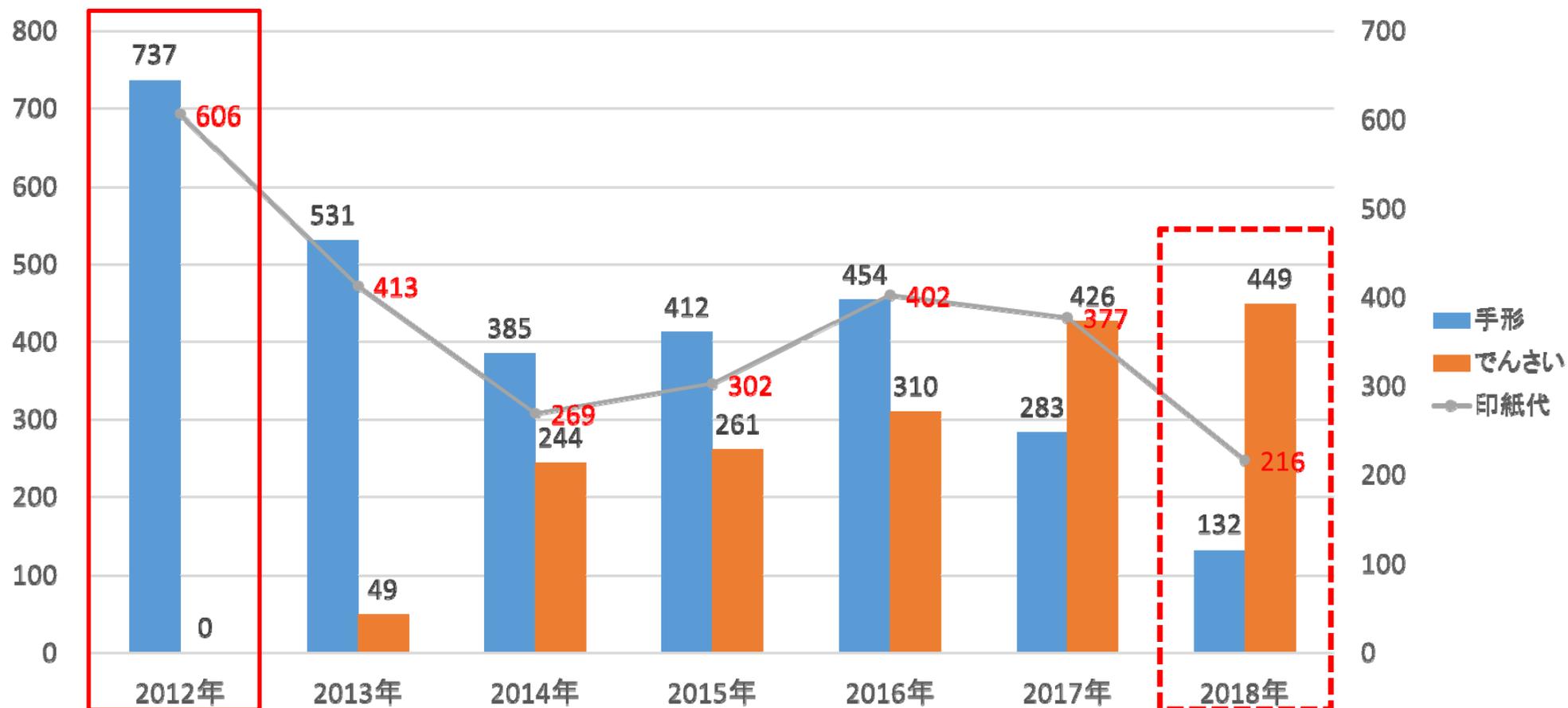


2013年度から導入を開始し、導入年度(2013年度)と2017年度に他部門(調達部門)を巻き込んだ改善活動を展開し、大幅な改善となりました。

(2) 発生件数と印紙税の推移

単位: 件数

単位: 千円



手形の減少により、事務作業の効率化と印紙税の削減が図れています。

3. 苦労した点やデメリット

【苦労した点】

- ・トラブル事例「こんなときは・・・」のQ&Aがなく、導入時は不安でした。
- ・受け取り側の仕組みがわからず、上手くいったかどうか不安でした。
- ・エラー時の対応に手間がかかっていました。



現在はシステムも改良され、不具合なども解消されています

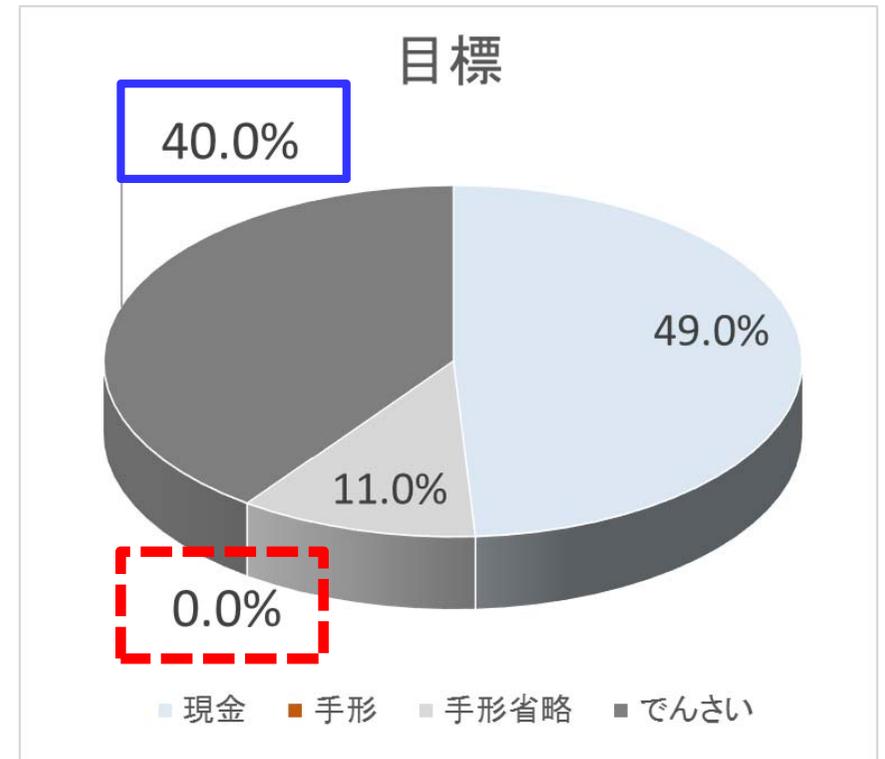
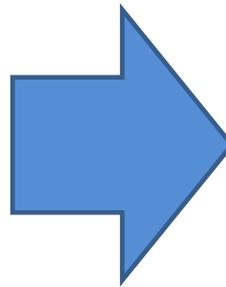
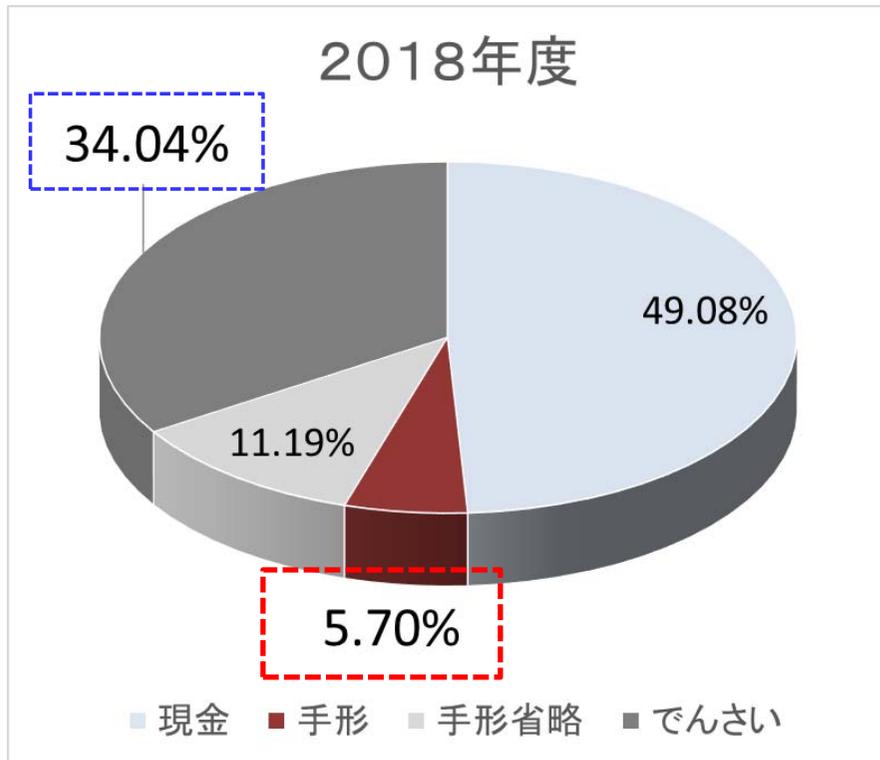
【デメリット】

- ・事務作業が一時的な繁雑化します。
- ・インターネットバンキングへの登録が必要で、若干の費用が発生します。
- ・その他の影響として、勘定科目の追加や注文書の支払条件の変更が必要です。



企業によっては影響がある部分も多少あります

4. 今後の弊社の目標



最終的な目標は「手形ゼロ」ですので、今後も活動を継続します！

5. でんさいの導入に向けてのご紹介

新規ででんさいの導入を検討している企業様

(1) 銀行への届出(次ページで説明)

- ・インターネットバンキングの登録手続き:登録が必須
- ・利用者番号の登録申請:発行までに約1カ月前後必要

* 利用者番号とは・・・「でんさい」を利用するために必要な番号で銀行が発行してくれます。

(2) 取引先への連絡・確認

- ・取引先への利用者番号通知と相手方の利用者番号他の情報確認(別紙1)

(3) インターネットバンキングの運用

- ・インターネットバンキングでの運用(運用時の注意点は次ページで説明)

インターネットバンキングについて

「でんさい」を利用するためにはインターネットバンキングの契約が必須です。

インターネットバンキングとは・・・インターネット上で電子決済ができるシステムです。インターネットバンキングの申請手続きは取引銀行へ問い合わせください。

インターネットバンキングの利用がない場合

<利用料金(弊社の取引銀行の場合)>

基本料金	1,080円(税込)	
追加ID料金	ご利用者が5名以下の場合	無料
	ご利用者が5名を超える場合	5名を超えるご利用者に対して1名当たり216円(税込)/月

* 利用料金やシステムの運用方法は銀行により異なりますので、取引前に取引銀行へご確認ください。

毎月定額の基本料金が必要となりますが、でんさいネットの導入費用(イニシャル)はかかりません。* システム等の利用がある場合はその限りではありません。

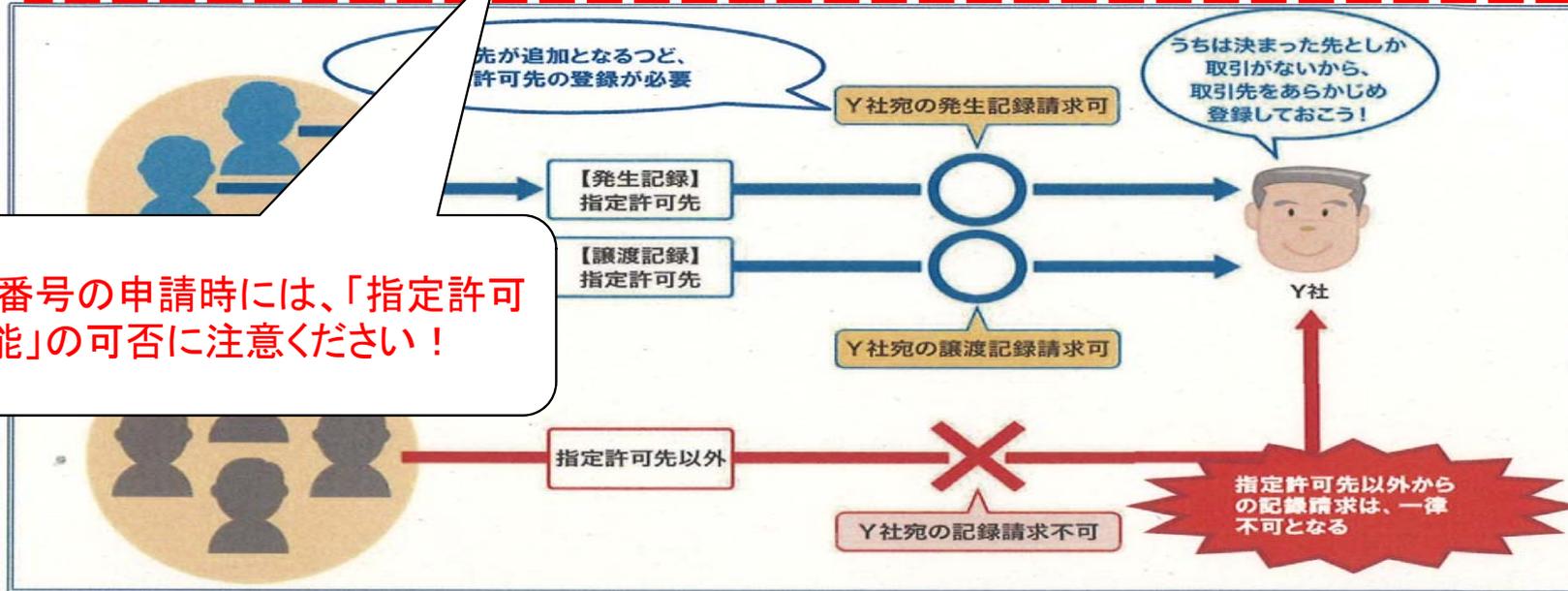
運用時の注意点：指定許可機能での申請拒否

受取側ででんさい取引を制限するための機能です。

でんさいの指定許可機能

でんさいネットでは、記録請求を受ける利用者さまが、意図しない記録請求を防止し、記録請求の相手方を限定するための機能として、指定許可機能を用意しております(金融機関により取扱いの可否は異なります)。

利用者番号の申請時には、「指定許可機能」の可否に注意ください！



指定許可機能を登録している企業と取引する場合は、でんさい申請が拒否される場合がありますので、相手先に確認した上で、でんさい取引を開始することをお勧めします。

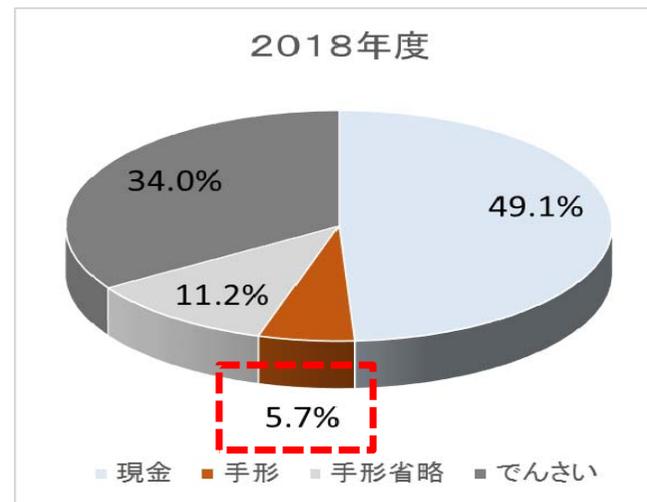
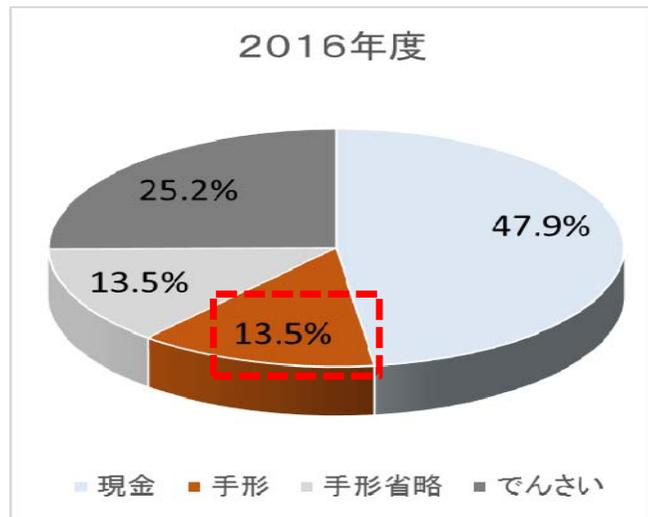
でんさい取引の拡大を検討している企業様(別紙2)

①取引企業へのアンケートの実施

- ・でんさいへの関心度、知名度など
- ・でんさい変更の可否(否の場合は理由も)

②個別交渉

- ・アンケートに基づき個別に交渉を展開(調達部門にも協力を要請)



個別交渉することで手形の割合を約8%近く減らすことに成功しました。

次ページではでんさい取引の拡大時の注意点について紹介します。

注意点：下請法への影響

① でんさいへの変更

下請事業者へ十分な説明を行い、合意を得る必要があり、下請事業者に対して、でんさいでの支払を受けることを強制することはできません。

また複数回にわたって変更の要請をすることに問題はありませんが、常識の範囲内で要請してください。

② でんさい手数料の取り扱い

でんさい手数料を下請事業者の許可なく、差し引いた場合は、「値引き」に該当する場合がありますため、手数料の負担について下請事業者との協議が必要です。
(書面での合意や実費の範囲内とすることなど)



下請事業者への取り扱いには特に注意が必要です。

6. その他（金融機関へのお願い）

でんさいへの変更要請について

でんさいの知名度も上がり、でんさい取引への変更要請に対してすぐに対応頂ける企業も増えていますが、まだ手形取引が残っている状況です。（変更できない理由については下記の通りです。）

【変更できない主な理由】

- ・インターネット取引が不安（セキュリティは大丈夫なのか？）
- ・割引率が高い。
- ・手形作成などの事務手続きを手間だと感じたことがない。
- ・手形のように回せない。（相手方がでんさいを導入していないため） など



でんさいへの変更を進める中で、支払側からの要請だけでは限界があると感じました。でんさいの良さや利用方法などをもっと世の中に広めるためには、金融機関の積極的な協力も必要と思います。

最後に・・・

私がセミナーで説明を行う理由は、
もっと世の中にでんさいを広めたいからです。

でんさいへ変更するためには、
面倒なことも多々あると思いますが、
手形を無くすことで確実にコストダウンが図れます
ので、でんさいの導入を積極的に検討ください。

ご清聴ありがとうございました。

弊社へのでんさいに関する問い合わせがありましたら、下記の担当までお願いします。

会社名：四国ドック株式会社

住所：高松市朝日町1丁目3番23号

担当者：業務統括部 経理部 宮武／宮崎

電話：087-851-9021